

Q

8

未成年者の財産の処分

未成年者の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。



A

未成年者の財産の処分は、後見人の責任で行ってかまいません。ただし、未成年者に損害を与えないよう、処分の必要性、他の方法の選択肢の有無、未成年者の財産の総額などを事前に十分に検討し、必要最小限の範囲で行ってください。

【未成年者の財産の処分】

後見人は、未成年者の財産を適正に管理する義務を負う一方で、未成年者を代理し、未成年者の財産を処分する権限が与えられています。

ただし、土地を売却すれば費消されやすいお金になってしまいますし、抵当権を設定すれば財産的価値が減少したりするので、必要性がないのにむやみに処分することは相当ではありません。

【処分の必要が生じた場合】

未成年者の財産を処分する必要が生じた場合、後見人は、自己の責任において未成年者の財産を処分することになります。処分に当たっては、その必要性、より安全な他の方法の有無、未成年者の現在の財産総額などを考慮して、未成年者に損害を与えないように注意する必要があります。万一、未成年者に損害が生じた場合、後見人は賠償責任を負います。

重要な財産を処分する場合で、後見人だけでは判断に困ることがあれば、事前に家庭裁判所に相談してください。その場合、事情によっては、処分しようとしている財産や処分の方法等について、家庭裁判所に資料等を提出していただく場合もあります。